

兵庫県条例第 号

歯及び口腔の健康づくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策

第1節 生涯にわたる歯及び口腔の健康づくり（第8条）

第2節 乳幼児期から高齢期までの歯及び口腔の健康づくり（第9条—第12条）

第3節 口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔の健康づくり
(第13条)

第4節 歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制の整備等（第14条—第16条）

第3章 雜則（第17条—第19条）

附則

歯及び口腔は、噛むこと、飲み込むこと、発音することなどの人が生きる上で欠かせない機能を担つており、歯及び口腔の健康は、生涯にわたり健康で質の高い生活を送るための基礎となる。これを踏まえ、本県では、平成23年に健康づくり推進条例を制定し、生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり並びに心の健康づくりを柱として、県民の総合的な健康づくりを進めてきた。

近年、口腔機能の衰えが、心身の機能を低下させること、ひいては介護を要する状態となる原因となることが明らかになった。このことから、口腔機能の衰えに早期に気付き、改善し、及び未然に防ぐことにより口腔機能を維持するオーラルフレイル対策が進められてきている。また、障害者、介護をする者等に対する適切な口腔衛生の管理及び口腔機能の維持向上のための支援が、誤嚥性肺炎の予防及びこれらの者の健康の保持増進に寄与することも明らかになってきた。

歯及び口腔の健康は、子どもの健やかな成長の促進や、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防など、全身の健康に重要な役割を果たしている。人生100年時代を見据え、乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたる切れ目のない歯及び口腔の健康づくりを更に推進するとともに、災害の発生や感染症のまん延による社会環境の変化に応じて、歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制を整備していく必要がある。

このような状況に鑑み、県民一人一人の主体的な歯及び口腔の健康づくりを促すとともに、全ての県民が、その居住する地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事情に応じて、適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる体制を整備し、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者が相互に連携を図りながら、県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりをより一層推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(基本方針)

第1条 歯及び口腔の健康づくりは、生涯にわたる全身の健康づくりのため、むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療の推進並びに口腔機能の維持向上に総合的に取り組むことにより推進されなければならない。

2 歯及び口腔の健康づくりは、その居住する地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事情に応じた歯科保健医療サービスの提供及び必要な支援が受けられるよう推進されなければならない。

3 歯及び口腔の健康づくりは、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進されなければならない。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療等業務（歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第4条に規定する歯科医療等業務をいう。）に従事する者をいう。

(2) 医療関係者 医療に関する業務に従事する者（歯科医療関係者を除く。）をいう。

(3) 教育保育関係者 教育又は保育に関する業務に従事する者であって、歯及び口腔の健康づくりに関わるものをいう。

(4) 福祉関係者 介護、社会福祉又は障害福祉に関する業務に従事する者であって、歯及び口腔の健康づくりに関わるものをいう。

(5) 食育関係者 栄養指導、食生活に関する相談その他の食育の推進に係る活動に携わる者であって、歯及び口腔の健康づくりに関わるものをいう。

(6) 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。

(7) 医療保険者 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第2項に規定する保険者及び高齢者医療確保法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。

(県の責務)

第3条 県は、第1条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、地域の特性に応じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者と相互に連携を図りながら、歯科保健医療サービスの提供体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、基本方針にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に携わる人材の確保等の体制の

整備その他のその地域の特性に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(歯科医療関係者等の責務)

第5条 歯科医療関係者は、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するとともに、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者による歯及び口腔の健康づくりの推進に関する取組に協力し、当該取組を促進するための知識の普及啓発に努めるものとする。

2 医療関係者は、医科及び歯科相互間の疾患の予防及び治療における連携及び情報の共有を図って、歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

3 教育保育関係者は、乳幼児、児童、生徒又は学生の歯及び口腔の健康状態に注意するとともに、これらの者の適切な食習慣及び歯磨きの習慣の定着に資する取組の実施、歯科健診を受ける機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

4 福祉関係者は、障害者、介護を要する者その他の福祉サービスを必要とする者の口腔衛生の管理に努めるとともに、これらの者が適切に歯科保健医療サービスを受けられる体制の整備その他の歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

5 食育関係者は、その活動を通じて、県民の健全な食生活の実現及び適切な食習慣の定着に努めるものとする。

6 歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者その他の関係者は、県及び市町が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の責務)

第6条 事業者は、その従業員に対する歯科保健医療サービスを受ける機会の確保並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

2 医療保険者は、医療保険加入者（高齢者医療確保法第7条第4項に規定する加入者及び高齢者医療確保法第50条の規定による被保険者をいう。以下同じ。）が歯科保健医療サービスを受ける機会の確保その他医療保険加入者の歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

3 事業者及び医療保険者は、県及び市町が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第7条 県民は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の維持増進に寄与することを踏まえ、自ら歯及び口腔の健康に関する知識及び理解を深め、歯及び口腔の健康づくりに努めるものとする。

2 県民は、定期的に歯科健診を受け、歯科医師及び歯科衛生士に適宜相談することにより自らの歯及び口腔の状態を把握するとともに、必要に応じて歯科医療又は保健指導を受けることによりその状態の改善に努めるものとする。

3 父母その他の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものを

いう。) は、子どもの歯及び口腔の健康状態に注意し、子どもの歯科疾患の予防及び早期治療、適切な食習慣及び歯磨きの習慣の定着、口腔機能の健やかな発達の促進その他の子どもの歯及び口腔の健康づくりの推進に取り組むよう努めるものとする。

第2章 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策

第1節 生涯にわたる歯及び口腔の健康づくり

第8条 県は、生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 県民の生涯にわたる全身の健康づくりのため、県民が歯及び口腔の健康づくりに主体的に取り組むための情報の提供、知識の普及啓発及び意識の向上
- (2) かかりつけの歯科医を持つこと並びに定期的な歯科健診の受診及び必要に応じた歯科医療又は保健指導を受けることの促進
- (3) 食育を通じた健全な食生活の実現及び適切な食習慣の定着
- (4) 喫煙による歯及び口腔の健康への悪影響の防止

第2節 乳幼児期から高齢期までの歯及び口腔の健康づくり

(妊娠婦に対する歯及び口腔の健康づくり)

第9条 県は、母体の健康の保持並びに胎児及び乳児の健全な発育のため、妊娠婦を対象とした歯科健診及び保健指導の充実に関する施策を実施するものとする。

(乳幼児期及び学齢期における歯及び口腔の健康づくり)

第10条 県は、子どもの健やかな成長を促し、乳幼児期及び学齢期における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) フッ化物を用いること等の科学的根拠に基づくむし歯の予防
- (2) 適切な食習慣及び歯磨きの習慣を定着させるための保健指導及び健康教育の充実による歯肉炎の予防
- (3) 食育を通じて十分に咀嚼して食べる習慣を定着させること等による口腔機能の健やかな発達の促進
(青年期及び成人期における歯及び口腔の健康づくり)

第11条 県は、青年期及び成人期における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 糖尿病その他の生活習慣病の重症化を予防する観点からの歯周病の予防、早期発見及び症状改善に関する取組の促進
- (2) むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防及び早期発見のための定期的な歯科健診及び保健指導を受ける機会の確保
(高齢期における歯及び口腔の健康づくり)

第12条 県は、高齢期における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) むし歯又は歯周病による歯の喪失の予防

(2) オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の低下を早期に把握し、回復させ、及び未然に防ぐための取組をいう。以下同じ。）の推進並びにオーラルフレイル対策の重要性に関する知識の普及及び啓発

(3) 口腔機能の維持向上を通じた介護予防（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。）に関する取組の促進

第3節 口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔の健康づくり

第13条 県は、口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 心身に障害のある者、介護を必要とする者、退院支援（退院後の適切な療養のための支援をいう。）を必要とする者、認知症である者、医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。）その他の口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者が、適切に口腔衛生の管理、歯科健診、歯科医療及び保健指導を受けられる体制の整備並びにこれらの者の介護又は支援に携わる者に対する支援

(2) 誤嚥性肺炎（嚥下に伴う肺炎をいう。）を予防するための適切な口腔衛生の管理及び口腔機能の維持向上

(3) 健康状態の悪化の原因となる栄養不足の予防のための口腔機能の維持向上

(4) 多職種連携（歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者その他の関係者の連携をいう。）の体制の整備及び地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築

第4節 歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制の整備等

（歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制の整備）

第14条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制を整備するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 居住する地域にかかわらず、適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる体制の整備

(2) 歯及び口腔の健康づくりに携わる人材の安定的な確保、養成及び資質の向上

(3) 周術期（手術の前後にわたる期間をいう。）の患者及びがん、糖尿病その他の疾患有する患者の口腔機能の管理を適切に行うための医療関係者と歯科医療関係者の連携の推進及びかかりつけ

の診療所の歯科医と病院の専門医の連携の推進

(4) 災害の発生時又は感染症のまん延時における中長期的な歯科保健医療サービスの提供体制の確保及び当該提供体制の平時からの整備

(実態調査等)

第15条 県は、歯及び口腔の健康づくりの取組状況、歯科疾患に関する実態並びに健康づくり推進条例（平成23年兵庫県条例第14号）第8条第1項に規定する基本計画及び同条例第9条第1項に規定する実施計画の進捗を把握するため、おおむね5年ごとに調査を実施し、当該調査の結果を、歯及び口腔の健康づくりに関する施策に反映させるものとする。

(その他歯及び口腔の健康づくりの推進のための措置)

第16条 この章に定めるもののほか、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者は、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 雜則

(啓発月間)

第17条 県は、県民の間に広く歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、歯及び口腔の健康づくりが積極的に行われるようするため、歯及び口腔の健康づくりに関する啓発月間を設けるものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。